

【アメリカ】 予算決議案両院通過

2010年度予算の大枠を定める予算決議案が、2009年4月2日にそれぞれ提出議院を通過した。基本的には、2009年2月にオバマ大統領が示した予算の概要に沿った内容となっている。大統領の提案した予算の総額は、3兆6700億ドルであったが、下院決議案(H.Con.Res85)は、予算総額が3兆5500億ドルで、予算調整指示を含んでいる。予算調整法案は、上院でフィリバスターの対象とならないため、オバマ政権が推進する医療保険改革を実現するための手段として利用される見通しである。上院決議案(S.Con.Res13)は、予算総額3兆5300億ドルで、予算調整指示は含まれていない。両院とも共和党議員の賛成はなかった。下院決議案には20名、上院決議案には2名の民主党議員が反対票を投じた。予算決議は、4月15日までに議会を通過させなくてはならないが、例年この期限より遅れている。

(海外立法情報調査室・廣瀬 淳子)

【アメリカ】 ホワイトハウスに医療保険改革推進室設置

オバマ大統領は景気対策に次ぐ優先政策課題である医療保険改革を推進するために、2009年4月8日付けの大統領令13507で、ホワイトハウスに医療保険改革推進室を設置した。その主要な機能は、医療保険改革推進に関係する省庁に対して横断的な指導力を発揮することと、政策的な調整を行うこと等である。また、州政府などの地方政府とも連携して改革を推進するとしている。同室には、室長のもとにスタッフが置かれる。室長には、クリントン政権で医療保険改革を担当した、ナンシー・アン・デパレが指名された。大統領がその優先政策課題を実現するために、大統領令によってホワイトハウスに新組織を設置することは、どの政権でもみられることである。厚生省にも、医療保険改革推進室を設け、ホワイトハウスの同室と連携して改革を推進するとしている。大統領令は、他の各省にも、医療保険改革担当の連絡員を置くよう求めている。

(海外立法情報調査室・廣瀬 淳子)

【アメリカ】 タバコの製品・広告規制権限をFDAに与え、強化する法案

2009年4月2日、連邦下院は、数年来民主党が提案し続けてきたタバコ規制に関する法案を通過させた。この法案は前議会(2007-2008)でも下院を通過したが、上院で議事妨害回避が可能な議席数を得るのに失敗していた。地元タバコ産業を有する共和党議員の反対が強固であり、ブッシュ前大統領も反対していたためである。オバマ大統領は法案に賛成し、支援する立場を表明した。現在の第111議会(2009-2010)では、民主党の上院議席が増加したため、議事妨害を回避できる公算が高まっている。法案内容は次のとおりである。学校や公園の周辺の屋外広告の禁止、タバコ名に「ライト」、「マイルド」等の言葉の付与の禁止、タバコを景品とすることの禁止、成人のみが立ち入る地域であっても屋外の自販機によるタバコ販売の禁止。また、ニコチンやメンソールの含有量をタバコ会社に変更させる権限等を、広告の規制権限とあわせ保健・福祉省食品・医薬品局(FDA)に与える。

(海外立法情報課・井樋 三枝子)

【アメリカ】 連邦労働省労働統計局「2007年ワーキング・プアの統計」刊行

労働統計局が 2009 年 3 月、2007 年のワーキング・プアについて統計データを刊行した。「ワーキング・プア」とは、年に少なくとも 27 週間就労または求職中であって、国勢調査局による「貧困ライン」に所得が満たない者を指す。2007 年は 750 万人存在した。「ワーキング・プア」となる率は、性別、人種、学歴、家族構成、雇用形態等により異なると見られ、労働統計局はこれらを毎年分析・報告している。2007 年のデータからは、次のような特色が見られる。27 週間の就労・求職を行っていた労働者で、パート労働者の 11.9%、フルタイム就労者の 3.6%がワーキング・プアであった。ワーキング・プアにおける黒人とヒスパニックの率は白人の 2 倍で、最も低いのはアジア人である。高校卒業資格のない者がワーキング・プアに占める率は 16.5%、大卒者は 1.3%である。高学歴者の比率は、低下傾向にあるとされる。18 歳未満の子どもがいない世帯よりいる世帯は、5 倍ワーキング・プアになりやすく、世帯を女性が担う場合は、男性の場合より 2 倍なりやすい。

(海外立法情報課・井樋 三枝子)

【EU】 欧州委員会が核拡散防止の強化策を採択

2009 年 3 月 26 日、欧州委員会は核拡散防止の国際保障を強化するための政策文書を採択した(COM(2009)143 final)。世界的にエネルギー需要が増大する中、供給の安全性と温室効果排出削減の必要性との狭間で、再び原子力エネルギーに関心が向けられる傾向にある。しかし、核濃縮と使用済核燃料再処理に起因する核拡散の危険が国際的優先課題となっており、核技術を持たない国がこれを独自開発することなく、安全かつ安定的に核燃料を入手可能とする国際的なしくみを作ることが検討されている。欧州委員会では、これを実現することを含む、核拡散防止の分野における EU の国際貢献の強化を図ろうとしている。この政策文書では、当該領域における EU の活動を強調し、2010 年の核拡散防止条約の見直しをにらんだ体制支援強化、IAEA 管理下における国際的な核燃料の供給を保障する体制整備の支援を謳っている。欧州委員会は IAEA との協力はもとより、重要パートナーとして日本とも協調行動を行う必要があるとしている。(海外立法情報調査室・植月 献二)

【EU】 公共機関の自動車調達に際し、低公害かつ高エネルギー効率の基準適用を

2009 年 3 月 30 日、EU 理事会は、道路交通機関における低公害かつエネルギー効率の良い車両利用の推進に関する指令を採択した。これは、共同決定手続きによるもので(COD/2005/0283)、前年 10 月の欧州議会の修正案を受け入れて最終決定となった。指令は、公共機関や公共サービス機関が自動車を調達するに際して考慮すべき基準を定めたものであるが、その狙いは、低公害かつ効率の良い自動車市場を活性化させ、業界の開発と投資を促すことにある。販売増が見込めれば、経費削減、また、自動車のエネルギー消費や環境影響の段階的改善につながる。自動車、バス、トラックなどの耐用期間を通じたエネルギーと環境影響を考慮し、少なくとも、エネルギー消費及び CO₂ や NO_x 等の公害物質の排出量を判断基準の対象に含めるものとし、その算出方法について定めている。構成国は個別にこれを国内法に適用することになるが、結果については、隔年に欧州委員会が報告書を作成して検証するとしている。

(海外立法情報調査室・植月 献二)

【EU】 ナノ材料－安全な化粧品を目指して(欧州議会)

2009年3月24日、欧州議会は、ナノ材料が原料として含まれる化粧品に関する規則を、第一読会にて閣僚理事会代表らとの議論の末に、賛成 633 票、反対 29 票、棄権 11 票で可決した (COD/2008/0035)。これは動物実験禁止で 2003 年に改定した化粧品に関する指令を新たに規則として制定するもので、その背景には近年の著しい技術開発がある。法案の目的は法的な不確実性や矛盾を取り除くことにあり、今回、条項を再構成し、また、製造者の責任を強化することによって安全性を高めるとした。そして、発癌性、遺伝子に損傷を与える可能性、生殖毒性のある物質については厳しい条項が設定された。欧州議会の場では、これらを承認するとともに、更に、ナノ材料の安全性改善に関する追加修正を行った。具体的には、ナノ材料の安全評価手順の導入、全ての使用ナノ材料の原料表示などである。なお、規則におけるナノ材料の定義範囲に関しては、議案に賛成した「緑のグループ」メンバーが投票後に声明で不満を述べたという。(海外立法情報調査室・植月 献二)

【イギリス】 テロ対策と共同体の結合

2009年3月24日、イギリス政府は「国際テロリズムに対する連合王国の戦略」を発表した。これは同国の対テロ戦略の根幹をなす 5 年計画「コンテスト」の更新版であり、これまで具体的内容が不明だったのと対照的に詳細に文書化されている。コンテストは防止、追跡、防護、準備という 4 本柱から構成されているが、今回は防止の、特に「共同体の結合」及び「共有されるべき価値観」との関連性が重視され、英国社会の主流的価値観（議会制民主主義、法治主義等）から逸脱した思想を潜在的なテロの要因とみなすという立場が鮮明に打ち出されている。2006 年テロリズム法ではテロ行為の賛美が違法化されたが、今後は上記価値観にそぐわない思想を取り締まらないまでも、政府が反駁するとしている。政府は、報告書発表に前後して、これまでイスラム教徒との対話の窓口として扱ってきた英イスラム評議会を、主要メンバーがハマス支持を表明したという理由で協力関係を断っており、こうした方向性を象徴する動きとみられている。(海外立法情報課・岡久 慶)

【イギリス】 議員の第 2 住宅手当を巡る議論

2009年3月30日、ジャッキー・スミス内相の夫が自宅で視聴したアダルト映画の料金を手違いから公費で落としていたことが発覚し、一時は内相の進退が問われる事態に陥った。風聞はよくないがそれ自体は些細なミスが大きく扱われたのは、議員の第 2 住宅手当に対する風当たりが厳しくなっているからである。ロンドン中心部を除く選挙区の議員は、最高で年間 2 万 4000 ポンド（約 341 万円）の手当を受け、それを第 2 住宅の賃借、住宅ローンの利子、維持、家具、光熱費等に充てることができる。スミス内相は妹の持つロンドン市内の住宅を賃借し、夫や子供の住む選挙区の自宅を第 2 住宅とすることで 2007-8 年には 2 万 3000 ポンド近い手当を受け取っており、これは制度濫用と批判されている。ブラウン首相は全ての手当を議会出席率とリンクさせる新制度導入の意向を明らかにしているが、2008 年 7 月に手当の改革案が議会内の反対で廃案となっており、お手盛り特権の廃止の成案を疑問視する声が強い。(海外立法情報課・岡久 慶)

【フランス】親子関係に関する民法上の規定の見直しに関する法律の制定

「親子関係に関する民法上の規定を改正すること及び親子関係に関する諸条項を修正及び削除することに関する 2005 年 7 月 4 日のオルドナンス第 2005-759 号」を承認する 2009 年 1 月 16 日の法律第 2009-61 号が制定された。同法のポイントは、以下の 3 つである。①出生の態様による差別をなくす。すなわち、嫡出子、非嫡出子を問わず、その法的取扱いの差異をなくし、平等性を確保する。②父子関係推定の方法を改正する。フランスでは、既婚、未婚を問わず、母親が子の出生証明を行うが、旧民法第 314 条では、出生証明に父としての夫の記載がない場合、父子関係の推定が行われないと定められていた。しかし、新第 314 条では、夫ではない第三者の男性からの認知が既に為されていない場合には、夫と子の父子関係の推定が行われることが規定された。③親子関係をめぐる訴訟の出訴期間を 30 年から 10 年に短縮する。

(海外立法情報課・鈴木 尊紘)

【フランス】公的助成を受けた企業経営者の待遇に関する政令の制定

経済危機のために国の援助を得た企業の経営者の報酬条件に関する 2009 年 3 月 30 日のデクレ（政令）第 2009-348 号が制定された。このデクレは、上記のような会社の経営陣が元来有する報酬等に関する権利を制限するために策定された。当該デクレの柱は、以下の 3 点である。(1)経営難を理由に国から例外措置として財政的援助を得た会社の経営陣は、(2)以下の権利制限を内容とした協定を会社と締結しなければならない。(2)当該協定は、取締役会会長、代表執行役、代表執行役補佐、理事会構成員及び監査役会会長に対して、新株引受権、自社株購入権（ストック・オプション）及び無償株の獲得を禁止する。(3)その協定は、上記経営陣の報酬に関する原則を定め、この原則は、取締役会又は監査役会において 1 年につき 1 回は必ず承認を受けなければならない。加えて、この承認内容は、一般に公開されなければならない。

(海外立法情報課・鈴木 尊紘)

【フランス】住宅危機に対応する法律の制定

住宅及びその住宅からの排除防止のための流通促進に関する 2009 年 3 月 25 日の法律第 2009-323 号が制定された。当該法律は、金融危機下にあるフランスの経済対策の一つである。この法律の柱は、以下の 6 点である。(1)低家賃住宅（HLM: *habitation à loyer modéré*）管理機関が国と契約を結ぶことを義務付け、新たに建築する住宅数、販売数、家賃又は借家人へのサービスの質を国と協議の上決定する。(2)都市部での住宅不足を解消するため、住宅建築を都市計画に則り進める。(3)劣化等により破損が進んでいる歴史的に古い地区の再開発を進める。そのために、国が複数年にわたる計画を策定する。(4)住宅購入を促進するため、自宅所有歴のない低所得者向けの新築住宅購入支援制度（パス＝フォンシエ: *Pass-Foncier*）を拡大する。(5)住宅を取得することのできない者に対して、住宅を優先的に供給する。(6)住宅から排除されることを防止するための対策をとる。

(海外立法情報課・鈴木 尊紘)

【ドイツ】 従業員資本参加促進法の施行

税法上の控除の拡大等により、企業の従業員が自己の勤務する企業の株式等を取得することを促進するための法律が2009年3月11日公布され、一部を除き4月1日施行された。資本参加に際して設定される勤労者財産形成貯蓄の助成率は、従来の18%から20%に引き上げられた。また、助成金受給のための所得の上限は、独身者については17,900ユーロから2万ユーロに、配偶者のいる者については35,800ユーロから4万ユーロにそれぞれ引き上げられた。さらに、所持税及び社会保険料の控除を受ける直接投資の限度額が従来の135ユーロから360ユーロへと引き上げられた。従業員による資本参加は、直接投資に加えて、今後新たな「従業員参加基金」によっても促進されることとなった。これは、特に中小企業の従業員の資本参加を促進する手段であり、資格を有する専門的運営者を有する投資会社によって運営され、連邦金融庁の監督を受ける。

(海外立法情報課・山口 和人)

【ドイツ】 EU、EFTA 域外からの企業買収を制限する対外経済法等改正

2009年3月6日、対外経済法及び対外経済令の第13次改正法が連邦参議院の同意を得て成立した。この改正法は、EU及びEFTAの域外の投資家がドイツ企業の議決権の25%以上を取得しようとする場合に、これを個別に審査し、ドイツ連邦共和国の公共の秩序又は安全を確保する上で必要な場合には、これを差し止めることを主な目的とする。従来このような制限は武器及び装備品を製造する企業等の買収に限られていたが、今回の改正法により、「社会の基本的利益に関係する」事実上かつ重大な危険が存在する場合には、企業の種類を問わず制限されることになった。改正法は投資家の負担を軽減するため、拘束力のある届出義務は規定せず、代わって連邦経済技術省が実際の投資活動を監視し、場合によっては職権で審査手続を開始することとした。同省は、契約の成立時又は申込みのための標準的な公示期間の満了時から3月以内に限りこの審査権限を行使することができる。

(海外立法情報課・山口 和人)

【ドイツ】 中小企業の行政上の負担を軽減する法律

2009年3月24日、中小企業に対しさまざまな義務を負わせている行政上の規定を簡素化し、その負担を軽くする「第3次中間層負担軽減法」が公布され、一部を除き翌日施行された。この法律の対象となる措置は26項目にわたり、中小企業にとっては2009年に総額1億ユーロ弱の事務経費の軽減になると見積もられている。主な内容は、統計採取のための手工業の届出義務を簡素化したこと、国内の年間売上高500万ユーロ以下の企業を「競争制限防止法」の合併規制に関する規定の対象外としたこと、移動して営業を行う者の付加価値税帳簿を免除したこと、自動販売機の設置にあたっての手続を簡素化したこと等である。また、小売店で営業を行う者は、その名称を記した看板を掲げなくてよいこととなった。なお類似の機能を有する法律として、課税手続の簡素化等を規定した「租税手続の現代化及び官僚的性質除去に関する法律」が2008年12月24日に公布され、一部を除き2009年1月1日に施行されている。

(海外立法情報課・山口 和人)

【ロシア】小政党に配慮した議席配分

2009年3月27日、メドベージェフ大統領が提出した政党の議席配分に関する法案（「連邦法『下院における選挙人の代表増加に関するロシア連邦の法令の変更について』」）が下院の第一読会で可決された。同法案は2008年の大統領年次教書演説の中で言及された課題の1つで、下院選挙（全国1選挙区の完全比例代表制）において5%から7%の得票率を獲得した小政党に対する議席配分を規定している。従来は阻止条項7%以上の得票を得られない政党は議会に議席を持つことができなかったが、同法では得票率が5%から6%の政党には1議席、同じく、6%から7%の政党には2議席が与えられることに改められた。これは、2007年に行われた下院選挙で総投票者の10%に当たる約500万人の選挙人の声が議会に反映されなかったことを受け、少数の選挙人の声を拾い上げ小政党にも議会で発言権を与えようとする大統領の意向を反映したものである。

（海外立法情報課・津田 憂子）

【ロシア】政府の危機対策プログラム

2009年3月20日、ロシア政府が今後実施すべき経済方針を定めた「2009年のロシア連邦政府による危機対策プログラム」が発表された。2009年度連邦予算から1兆5千億ルーブル（約4兆5千億円）の大規模な支援金が同プログラムに拠出され、年金基金、銀行、企業及び各地方の救済措置に割り当てられる。その主な骨子は、①国民の社会的弱者に対する社会保護政策、②企業及び生産技術の潜在能力の維持、③国内需要の活性化、④2020年までのロシア発展戦略に基づく国家の近代化、⑤中小ビジネス支援を阻害する行政上の障害の緩和、⑥金融システムの安定性強化に向けた支援、⑦インフレ率13～14%に対処するためのマクロ経済政策の実施、の7点であり、失業者には最低4900ルーブルの手当が支給されることが約束された。今後、同プログラムは2009年度予算改正案とともに、下院及び専門委員会で、具体的な内容の調整に入る。

（海外立法情報課・津田 憂子）

【ロシア】住宅助成金の支給

ロシアでは、住宅ローンの返済ができない債務者の割合は、2008年9月時点で返済者全体のわずか0.5%であったが、金融危機の煽りを受け、2009年1月時点ではその比率は急増した。政府の公式見解では7%だが、実際には40%に達しているとも言われている。住宅ローン返済問題に対する早急な対策が求められる中、ドボルコビッチ大統領補佐官は、とりわけ救済を必要としている社会的弱者（退役軍人や若年者家族）などの支援対象となる債務者の住宅をいったん国が買い上げ、住宅抵当融資公社を通じて改めて低金利で提供するという住宅支援策を発表した。具体的には、①住宅の賃貸価格は現在の3分の1となり、年金利は15%を上限とする、②自力では住居を購入できない低所得者及び社会的弱者に対し適用される、等である。住宅支援に関する法案「ロシア連邦住宅法典の改正について」は、2009年2月13日に下院に提出され、4月現在も審議中である。

（海外立法情報課・津田 憂子）

【韓国】公職選挙法の一部条項に違憲判決

韓国の公職選挙法は、選挙における寄付の勧誘及び要求を禁じている。これに違反して金品や飲食物品を受け取った者に対しては、金額が100万ウォン（約7万円）を超える場合には刑罰を、それ以下の場合には該当金額の50倍の過料を科すると定める。この規定は、立候補者の買収という悪弊を効果的に根絶するとして、2004年法改正時に導入された。2009年3月、憲法裁判所はこの「50倍過料」の規定について違憲と決定した。判決文では、同程度の金額であっても動機、経緯、方法、両者の関係、事後の状況などによって違法性の程度に違いがあるのにもかかわらず画一的に「50倍」とするのは具体的な責任程度に相応な制裁とはいえないこと、金額が100万ウォンを超える場合に適用される罰金の上限が500万ウォン（37万ウォン）であり過料が罰金の上限をはるかに超える場合があることなどから、憲法に規定されている「過剰禁止原則」に違背すると述べている。

（海外立法情報課・白井 京）

【韓国】地方自治体再編の動き

2009年3月3日、韓国国会は「地方行政体制改編特別委員会」の設置を決定した。同委員会は20名の議員により構成され、活動期限は2009年9月30日である。現在の行政体制は1896年に導入された13道制を原型とする広域自治体（特別・広域市と道）、基礎自治体（市郡区）、下部行政組織（町村洞）の三層からなるが、今回の再編では、広域自治体と基礎自治体を統合するなどの方法により、より簡潔な自治体編成を目指すものである。現在、与野党3党が改編のための特別法案をそれぞれ国会に提出しており、委員会ではこの3法案を土台に検討されるものとみられる。3法案の提案内容は様々であるが、「国際化時代に合った」「低費用高効率な」自治体編成に再編するという点は共通している。委員会は2010年に行われる統一地方選挙に間に合わせたいとしているが、利害関係者の反発が予想され、現実的には2014年の統一地方選挙前に再編が行われるものとみられている。

（海外立法情報課・白井 京）

【韓国】GPS位置追跡電子装置利用による再犯防止効果

韓国では、性犯罪者の再犯防止のため、一定の条件を満たす者に対して通称「電子足輪」と呼ばれる位置追跡可能なGPS装置の着用を義務付けている（白井京「韓国における性犯罪者の再犯防止対策」『外国の立法』No.234を参照）。2009年3月、法務部は2008年9月の施行から6か月を迎えたこの制度の運用状況分析を発表した。発表によれば、電子足輪を装着した219名のうち1名が再び性犯罪により逮捕され、半年間での再犯率は0.46%である。これは、法務部の把握している以前の再犯率（5.2%）より極めて低い。逮捕された1名についても、GPSの位置情報が決定的な証拠として活用された。発表では、GPS装置の再犯防止効果について評価しつつ、問題点としてこれらの者を監視する保護観察官の人員不足を指摘している。また法務部は、GPS装置の着用義務を他の犯罪にも拡大する意向をもっており、人権侵害との批判を避けるために、まず未成年者誘拐犯に適用したうえで、殺人、強盗、放火等の犯罪者に順次拡大する計画であるとしている。

（海外立法情報課・白井 京）

【中国】旅行会社条例の改正

2009年1月21日の国務院第47回常務会議において、1996年公布の「旅行会社管理条例」（条例は政令に相当）を改正した「旅行会社条例」が採択され、2009年5月1日から施行された。改正の主な点は、増大する旅行者（国内、国外への及び海外からの旅行者）を背景として、旅行会社の設立及び経営にかかる負担を軽減したことである。まず、海外からの旅行者を取り扱う会社の登録資本額が改正前の150万元から30万元へと大幅に引き下げられた。また、旅行者との契約が履行できなかった場合の備えとして抛出する品質保証金の額が改定されるとともに、3年間課金以上の処罰を受けていない場合には50%減額されることとなった。なお、国外への旅行者を取り扱う会社は、国内及び海外からの旅行者を取り扱う会社で、経営期間2年以内に課金以上の処罰を受けていないものが申請して許可を得ることとなっている。外国資本については、中国との合作、合弁会社のほか、新たに独資（単独出資）会社の設立が可能となった。（海外立法情報調査室・富窪 高志）

【中国】廃棄電気電子製品の回収処理管理条例-施行は2011年1月

2008年8月の国務院第23回常務会議で採択された「廃棄電気電子製品の回収処理管理条例」が、2009年2月25日に公布された。テレビ、冷蔵庫、コンピュータ、プリンタ等の大消費国でもある中国では、これらの廃棄製品中の貴金属等を取り出す過程で排出される有害ガス、廃液等による大気、土壌、水質汚染と人体への影響が大きな問題となっている。現在、小規模で貧弱な処理施設で行われている廃棄製品の処理を、資源の総合利用、環境保護、労働の安全及び人体の健康等に関する要件等を満たし、環境保護部門の許可を得た企業による集中処理方式にすることが、この条例の大きな目的である。また、海外の“製造者責任制度”を参考にした廃棄電気電子製品処理基金が創設され、製造者、輸入業者等が費用を抛出することになっている。対象となる具体的な製品リストの策定等の準備期間が設けられ、施行日は2011年1月1日となった。

（海外立法情報調査室・富窪 高志）

【中国】社会保険法-草案改正案に対する意見募集

社会保険法草案は、2007年12月の第10期全人代第31回常務委員会において第1次審議が行われた。その後、2008年12月の第11期全人代第6回常務委員会での審議を経て、同12月28日には草案の改正案が公表され、2009年2月15日までの約50日間にわたり意見公募が行われた。社会保険には、主として被雇用者を対象とする基本養老保険、労働災害保険、失業保険、出産・養育保険のほか、被雇用者基本医療保険、都市部住民基本医療保険及び新農村合作医療を含む基本医療保険がある。調和のとれた「和諧社会」の建設、2020年までに1人当たりGDPを2000年の4倍に引き上げ、経済面のほか、教育、文化、医療衛生、環境等の面でも豊かになる「小康社会」の実現を目指す中国にとって、公的保険制度の確立は大きな課題である。意見公募では、農民等保険加入者の対象、農民工等移動労働者の保険の継続、保険料率等に関する意見約7万件が寄せられている。

（海外立法情報調査室・富窪 高志）

【フィリピン】2008年環境教育啓蒙国家法の発効

2008年12月12日に「環境教育を通じた環境に関する啓蒙の促進その他のための法律 (Republic Act No. 9512)」が発効した。全10条から成り、通称は「2008年環境教育啓蒙国家法」(第1条)である。第2条(目的)では、自然のリズム及び調和に従ったバランスのとれた健康な生態環境を享受する人々の権利を保護し向上させるとする。また、国家建設において不可欠な若者の役割及び愛国心と国民意識の涵養における環境教育の役割を認めて社会の進歩を加速し、全人的な自由と発展を促進させるとする。さらに、持続的な国家の発展に向けて、経済成長における自然資源の役割及び環境保全と生態系の調和の重要性について国民を啓蒙するとする。以下、第3条は環境教育の範囲、第4条は国家の訓練サービス事業としての環境教育と活動、第5条は環境月間の制定、第6条は省庁間及び他部門間の取り組み、第7条は能力向上、第8条は分離条項、第9条は廃止条項、第10条は発効を規定する。

(海外立法情報調査室・芝原 真紀)